

兼用用途に係る立地基準チェックリスト

| 項目 | 摘要 | 適否 | 添付資料 | 提出指示 | 提出確認 |
|-------------|--|----|---|------|------|
| 申請者の 適格性 | ①住宅居住者(自然人)の生計を営む用途 ・兼用用途：_____ | | ◎申請者世帯全員の住民票の写し(続柄) ○住宅(建物)登記簿謄本(申請者住所が申請地外の場合に限る) | | |
| | ②住宅は自己用住宅であること | | | | |
| | ③資格免許を取得しているか、見込みがあること | | ○資格免許等の写し ○関係部署との協議録 | | |
| 兼用用途 の機能 | ④構造上、機能上一体となるよう設計 ・用途上分離し難い ・住宅部分と区画されていない | | ◎土地利用計画図 ◎各階平面図 | | |
| 兼用用途 の規模 | ⑤延べ面積の1/2以上が住宅で、兼用用途部分が50㎡以下 兼用部分 _____ ㎡ ≤ 住宅部分 _____ ㎡ かつ50㎡以下 | | ◎各階平面図 ◎用途別の床面積算定表 | | |
| | ⑥土地利用面積の1/2以上が住宅 兼用部分 _____ ㎡ ≤ 住宅部分 _____ ㎡ | | ◎土地利用計画図(駐車場の表示) ◎用途別の土地利用面積算定表 | | |
| 兼用用途 の種別 | ⑦次のいずれかに該当 ・事務所 ・日用品の販売を主たる目的とする店舗 ・食堂、喫茶店 ・理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他のサービス業店舗 ・洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店、その他のサービス業店舗(原動機出力の合計が0.75Kw以下に限る) ・自家販売のためのパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他(原動機出力の合計が0.75Kw以下に限る) ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他 ・美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機出力の合計が0.75Kw以下に限る) | | ◎経営計画書(従業員、事業(サービス)内容、営業時間、発生交通量等の影響について) ○使用する原動機の資料 | | |
| | ⑧近隣の良好な住環境を害するおそれのないもの | | ◎環境対策説明書 ・環境への影響とその対策) ○周辺土地利用者及び居住者の意見(建築同意書) (※周辺環境の保全上、特に必要な場合) | | |

凡例 ◎必要とする資料 ○場合により要する資料